

「特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則（案）」及び
「特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件（案）」に関する意見募集結果

[規則]：特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則（案）

[告示]：特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件（案）

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	[規則] 第2条 [告示] ・第9 ・様式2、様式3 及び様式4	平成29年6月「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント」で指摘されている事項は、あらかじめから評価書に記載するようにはどうでしょうか？ そうすることで、委員会の監査で指摘されることがなくなると思います。 例えば、事例1「事務の範囲及び事務取扱担当者の明確化」や取扱区域の設定など 【匿名】	特定個人情報保護評価については、事務の対象人数、特定個人情報ファイルの取扱者数、特定個人情報に関する過去1年以内の重大事故の発生の有無に応じて、評価実施機関が、実施する特定個人情報保護評価のレベルを判断し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものです。 今般の変更は、基本的な特定個人情報保護評価である基礎項目評価であっても、必要最小限のリスク対策の実施状況について評価してもらうこととしたものです。 なお、「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント」に掲げた事項は、立入検査における指摘事例等から得られた、特定個人情報を取り扱う際の具体的な手法や手順等のポイントの詳細までをお示ししているものです。 このうち、今般の必要最小限のリスク対策を追加する基礎項目評価書においては、安全管理措置の基本的な事項を確認する記載項目を設けている一方、特定個人情報を取り扱う具体的な手法や手順等の詳細までを記載することとはしていません。
2	[規則] 第2条 [告示] ・第9 ・様式2、様式3 及び様式4	「基礎項目評価書」については、 「重点項目評価書」では記載事項である「特定個人情報ファイルの概要」の部分全てを記入させた方がいいと思います。 規則によって、評価書は作成が義務付けられているため、評価書を作成するだけで、個人情報保護委員会が定期監査などで指摘する内容をクリアできるよう最低限の記載をすることが望ましいと思います。 また、記入させることによって、事務担当部署が、特定個人情報ファイルについて認識することができます。 すべての記載が難しいのであれば、 「特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」の部分と「使用部署」の部分について記載を加えた方がいいと思います。 事務担当部署が、誰に特定個人情報を提供・移転しているか、知らないことなどざらにあり、また、「事務取扱担当者」を把握していないケースがあります。 個人情報を保護する観点からも、これらの事項を追加するよう要望いたします。 【匿名】	
3	[規則] 附則第2条 [告示] 附則第2条第1項	(該当箇所) ・ 特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則（案）附則第2条 ・ 特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件（案）附則第2条第1項 (意見) 附則第2条については、施行の際（平成31年1月1日）に公表している基礎項目評価書は、同年6月30日までは、当該規則改正に伴う修正、提出及び公表は要しな	規則附則第2条及び告示附則第2条第1項は、リスク対策の実施状況を基礎項目評価書の記載事項として加える変更について、経過措置を設けるものです。 経過措置の内容としては、規則及び告示の施行期日は平成31年1月1日ですが、平成31年6月30日までの間は、旧様式で基礎項目評価書が公表されていることを許容するものです。このため、対象となる評価実施機関においては、施行期日後、遅くとも平成31年7月1日までは、新

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>いと理解しています。</p> <p>そうした場合、公表している基礎項目評価書を新様式により修正、提出及び公表する時期について、同年7月1日時点で完了しておかねばならないか、それとも同年7月1日以降、順次行ってもいいでしょうか。</p> <p>公表している基礎項目評価書の対応について、指針の解説又は通知等により、具体的に示していただくようお願いいたします。</p> <p>(理由)</p> <p>当方では、複数の評価書について、年間を通じて、1年に1回の見直しを行っています。</p> <p>例年1月1日から6月30日までの間に見直しを予定しているものについては、その間に修正等を行い、その時点で新様式により公表することとなりますが、例年7月1日から12月31日までの間に見直しを予定しているものについて、次の(1)、(2)のいずれの対応をとればいいのか不明であるため、お願いするものです。</p> <p>(1) 平成31年6月30日までに新様式により前倒しで見直しを行い、同年7月1日時点ですべて新様式により公表を行う。</p> <p>(2) 同年7月1日以降、順次、例年の見直し時期に、新様式により見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>様式による基礎項目評価書の修正を行い公表しておく必要があります。</p>
4	[告示] 附則第2条第1項	<p>(該当箇所1)</p> <p>特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(案)附則第2条第1項</p> <p>(意見1)</p> <p>附則第2条第1項の「この告示による変更後の特定個人情報保護評価指針第9の2(1)イの規定」について、「この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、・・・なお従前の例によることができる。」とは、新たに評価を行う場合の評価項目としてという意味でしょうか、それとも、施行の際に公表している評価書の評価項目としてという意味でしょうか。</p> <p>前者であれば、規定の必要はないのではないかと考えますし、また後者であれば、このままの表現では、公表している評価書に限定されないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	[告示] 附則第2条第2項	<p>(該当箇所2) 特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(案)附則第2条第2項</p> <p>(意見2) 附則第2条第2項の「新指針第9の2(1)ア、(2)ア及び(3)アの規定」について、「この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、・・・なお従前の例によることができる。」とは、施行の際に公表している評価書の評価項目としてという意味であると理解していますが、そうであれば、このままの表現では、新たに評価を行う場合の評価項目としての意味も含むように考えますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>告示附則第2条第2項は、全ての特定個人情報保護評価書の中の記載事項において、「所属長の氏名」を記載していたものを「所属長の役職名」に変更することについて、経過措置を設けるものです。</p> <p>経過措置の内容としては、告示の当該部分の施行期日は公布日(平成30年5月21日)となりますが、当該施行期日から平成31年6月30日までの間に、評価実施機関において所属長の役職名及び氏名に変更のない場合には、旧様式で特定個人情報保護評価書が公表されていることを許容するものです。</p> <p>なお、新たに特定個人情報保護評価を実施する場合には、告示の当該部分の施行期日である平成30年5月21日以降、変更後の指針に基づき、所属長の役職名のみの記載でよいこととなります。</p>
5	[告示] 第6	<p>(該当箇所) 特定個人情報保護評価指針の変更についての1頁 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 1 新規保有時 (1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期</p> <p>(意見) 現行のA通常の場合とイ委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合は変更せずに現行のままとし、ウ経過措置を削除するようにしてください。</p> <p>(理由) 特定個人情報保護評価は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とすると説明されています。</p> <p>またマイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施状況を調査した会計検査院は、平成29年7月に「特定個人情報保護評価が要件定義の終了までに実施されていなかったものが数多く見受けられたが、特定個人情報保護評価の結果によっては情報システムの事後の大規模な仕様変更等によるコストの増加やスケジュールの遅延が生ずるおそれがある。」(「国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況についての報告書」46頁)と報告し、特定個人情報保護評価の実施に対する所見として「評価実施機関は、現在整備を進めている情報システム及び今後整備が必要となる情報システムについて、事後の大規模な仕様変更等によるコストの増加やスケジュールの遅延が生じないよう特定個人情報保護評価を適切な時期に実施すること」(同51頁)を求めています。</p>	<p>従来、特定個人情報保護評価をシステムの要件定義の終了までに実施することを原則としていた趣旨は、特定個人情報保護評価の結果によっては、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、対応に要する時間も考慮し、コスト増・スケジュール遅延等を防ぐために、十分な時間的余裕をもって特定個人情報保護評価を実施するというものです。</p> <p>しかしながら、特定個人情報保護評価は、システムの具体的な運用面も含んだリスク対策の評価を求めているため、当該運用面については、システムの設計中においても関係機関等との調整が必要となることから、要件定義終了までに評価を実施することが困難となっています。このため、特定個人情報保護評価の実施時期を、今回、プログラミング開始前の適切な時期に変更することとしたものです。</p> <p>なお、この場合であっても、要件定義の重要性は変わらないことから、各評価実施機関には、特定個人情報保護評価を見据え、大規模な仕様変更等が生じないような明確な要件定義を行うよう、特定個人情報保護評価指針の解説等により、周知を図ってまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>今回の改正案は、評価の実施時期を原則「要件定義終了まで」としているものを、「プログラミング開始前の適切な時期」に変更しようとするものですが、会計検査院の報告書が「要件定義は、情報システムが備えるべき機能・性能を具体的に定めて明確化する極めて重要な工程であり、明確な要件定義を行えない場合、計画の遅延や情報システムの機能・性能が要求水準に満たないものとなる事態等が発生するおそれが高まる」（同報告書 20-21 頁）と指摘しているように、要件定義の段階で評価を行わなかった場合、改修や仕様の追加、調達の手戻りが生じる可能性があります。</p> <p>さらにプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止や国民・住民の信頼の確保という目的にてとしても、要件定義確定後ではパブコメ等で変更を求める意見が出されても見直しが困難になることも予想され、特定個人情報保護評価の目的を達成することができなくなります。</p> <p>現行の指針でも事情がある場合は、個人情報保護委員会と協議して実施時期を決定することが認められており、変更しなければならない理由はありません。指針で定められた時期までに実施できなかった事例が多いからと指針を事例にあわせようとするのなら指針の意味がなく、マイナンバー制度に対する安心・安全の確保という特定個人情報保護評価が導入された意味を失います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
6	[告示] 第6	<p>そもそもシステム設計の考え方に重大な誤りがある。PDCAにおいて、あるプロセスの終了はそのプロセスの評価（C：チェックのプロセスを）を終え、しかも改善のプロセス（A：改善のアクション）も終えることで、そのプロセス全体が終了する。</p> <p>特定個人情報保護評価を実施した場合、その保護評価によりシステムの要件定義の変更が起こり得る。保護評価を終了し、しかも改善のプロセスを終えることにより、システム要件定義がやっと完成する。保護評価はシステム要件定義の中に含まれる小プロセスである。</p> <p>「プログラミング開始前」とすると、評価に続く改善のアクションの期間がなくなり、保護評価の意味を捨て去る結果になる。</p> <p>あるいは評価+改善を行って初めてシステム要件定義のプロセスが終了と明示すべきである。「プログラミング開始前」とは似て非なるものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
7	全体	<p>本改正に賛成である。 適切な改正であると思われた。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本規則案及び本告示案への、賛成の御意見として承ります。</p>

(注) このほか、本意見募集の対象外である御意見を3件いただいております。